

作成年月日	平成26年11月4日
作成部局	企画県民部企画財政局
課室名	財政課

財第1422号  
平成26年10月31日

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

### 平成27年度の予算編成について

本県経済は、消費税率引上げに伴う需要の減退も個人消費の持ち直しにより緩やかに回復しつつあり、夏場の天候不順等の影響もあり回復が幾分鈍化しているものの、基調としては景気は緩やかに回復しています。しかし、今後は、海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

また、国の「中期財政計画」では、地方一般財源総額が平成27年度まで平成25年度の水準に据え置かれることとされ、社会保障関係費の新規需要増や自然増を考慮すれば、地方単独事業の大幅な削減が懸念されます。

本県では、第3次行革プランに基づき、平成30年度収支均衡を目標として改革の取り組みを進めていますが、この間は、依然相当の収支不足が続きます。来年度においても、本年中に判断される予定の消費税率10%への引上げの動向、今後国から示される地方財政対策など、未確定な部分もあり、確たる見通しを立てることができない状況です。

一方で、本格的な人口減少時代を迎え、思い切った地方創生対策が必要です。少子高齢化への対応、地域経済の再生、地域活力の推進、地震・風水害への備えなど直面する課題に適確に対応しなければなりません。

このような状況を踏まえ、平成27年度当初予算については、第3次行革プランに基づく改革を着実に推進するとともに、県民の参画と協働のもと「安全で元気なふるさと兵庫」の実現に向け、各種施策に取り組んでいく必要があります。

そのため、各部局におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分に留意のうえ、下記の方針に基づき、施策の選択と集中を徹底し、予算要求するようお願いいたします。

記

## I 本県の財政環境

### (本県の経済状況)

本県経済は、個人消費の消費税率引上げに伴う需要の減退は、夏場の天候不順の影響もあり回復が幾分鈍化しているものの、緩やかに持ち直しつつある。また、設備投資は増加傾向にあり、雇用・所得環境も着実に持ち直すなど、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、緩やかに景気が回復していくことが期待されるが、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなどが景気を下押しするリスクがある。

### (国の財政環境)

年金・医療等に係る経費の自然増や前年度を11%上回る国債費の増に加え、新しい日本のための優先課題推進枠の設定により、平成27年度の国の一般会計予算概算要求額は、過去最大の101兆円超となっている。

しかし、歳入の約1/2が公債によって賄われている上、社会保障経費の自然増(約0.8兆円)が基礎的財政収支対象経費を圧迫している状況は変わっておらず、その他の政策的経費の大幅な削減は避けられない見通しとなっている。

また、国の「中期財政計画」においては、平成27年度の国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比の割合を平成22年度に比べ半減させる目標の達成に向けて、地方税や地方交付税など地方一般財源総額は平成27年度まで平成25年度の水準に据え置くこととされており、社会保障関係費の新規需要増や自然増を考慮すれば、地方単独事業の大幅な削減が懸念される。

### (本県の財政環境)

本県経済の緩やかな回復が見込まれる一方、地方の一般財源総額が平成25年度の水準に据え置かれることとされており、社会保障関係費の新規需要増や自然増、公債費の増を考慮すると、平成27年度の財政環境は現状より好転することは見込まれない状況である。

今後、平成27年度の国の予算編成や地方財政対策の動向は、本県の財政運営にとって予断を許さない状況にあるといえる。

## Ⅱ 平成27年度予算編成の基本方針

### (基本的な考え方)

厳しい財政環境の中で、限られた財源を有効に活用するため、第3次行革プランにおける改革の取り組みを着実に推進し、施策の重点化を図る「選択と集中」を進め、県民ニーズに的確に応えることのできる予算を編成する。

あわせて、地方分権の視点に基づき、国の政策動向等を十分注視し、本県予算に適切に反映する。

### (予算編成の基本方針)

- ① 県民とともに描いた将来の夢「創造と共生の舞台・兵庫」の実現に向け、創意工夫のもと県民ニーズに対応した施策に取り組むこと
- ② 第3次行革プランを基本に、〔重点施策〕や〔行財政構造改革の視点〕を踏まえた「選択と集中」を徹底し、行財政構造改革を着実に推進すること
- ③ 新規事業を立ち上げるにあたっては、既存事業をゼロベースで見直すことにより財源の確保に努め、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ること
- ④ 社会保障と税の一体改革の推進や地方創生に向けた取り組みなど、国の政策動向や予算編成、地方財政対策について、その動向を十分注視し、県予算へ適切に反映すること
- ⑤ 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成すること
- ⑥ 厳しい財政環境の中での予算編成を行うにあたり、財源確保を図るために、予算節約インセンティブ制度及びネーミングライツを始めとする歳入確保対策を積極的に活用すること

### [重点施策]

#### 1 安全の兵庫づくり

- ・ 震災の経験・教訓の継承、発信
- ・ 地震・津波や風水害への備えなど防災・減災対策

#### 2 安心の兵庫づくり

- ・ 県民の健康づくりの推進
- ・ 高齢者の暮らしの安心確保
- ・ 安心して産み育てられる環境づくり
- ・ 自然と共生する社会の構築

### 3 人が活きる兵庫づくり

- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の社会参加の促進
- ・ 世界で活躍する次世代の人材育成
- ・ 芸術文化立県ひょうごの推進

### 4 産業活力あふれる兵庫づくり

- ・ 科学技術基盤を活かした企業の育成
- ・ オンリーワン企業の創出と生活産業の振興
- ・ 競争力のある農林水産業の育成

### 5 地域が元気な兵庫づくり

- ・ 個性と魅力あふれる地域づくり
- ・ 社会交流基盤の利便性向上
- ・ 行財政改革の着実な実行による兵庫の自立
- ・ 関西広域連合の積極的な事業展開

#### [行財政構造改革の視点]

- ① 時代の変化への的確な対応
- ② 国と地方、県と市町の新たな関係の構築
- ③ 参画と協働のさらなる推進
- ④ 効率的な県政運営の推進
- ⑤ 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化
- ⑥ 社会基盤の計画的、効率的な整備
- ⑦ 自主財源の確保等
- ⑧ 県民意向の的確な把握
- ⑨ 庁内自治の推進
- ⑩ 改革の絶えざる検証とフォローアップ

### Ⅲ 予算要求基準

第3次行革プランで試算した平成30年度までの財政フレームに基づき、平成27年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、国における制度改正や事業の見直しについては、その動向を十分見極め、適切に要求に反映させることとするが、要求時点で詳細が不明なものについては、予算編成過程で対応する。

## [予算要求枠]

### 1 一般事業枠

- ①施設維持費：平成 26 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内
- ②経常的経費：平成 26 年度当初予算充当一般財源額の 90%の範囲内
- ③政策的経費：平成 26 年度当初予算充当一般財源額の 90%の範囲内
- ④指定経費：平成 26 年度当初予算充当一般財源額の 100%の範囲内

### 2 新規枠

(1) 新規要求枠：35 億円

①通常枠：30 億円

②チャレンジ枠(本庁分)：5 億円(要求限度額：各部局 1 億円)

21 世紀兵庫長期ビジョンの実現を目指し、時代を的確にとらえ、先取りする施策を推進するためのチャレンジ枠を継続。

〔※要求対象部局 企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環境部、県土整備部、教育委員会、警察本部 [合計 本庁 7 部]〕

(2) 新規事業枠

施設維持費・指定経費を除く一般事業枠経費及び新規事業枠経費については、削減額 10%の 1/2 相当額を新規事業枠として配分する。

3 個別事業枠 第 3 次行革プランを踏まえた所要額

(対象経費)

第 3 次行革プランに個別に掲げる事務事業、特別会計等への繰出金、全額国庫・特定財源事業、その他指定事業

4 その他事業 所要額

(対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく義務的経費

5 投資事業枠

(1) 公共事業、国直轄事業、その他の国庫補助事業

第 3 次行革プランにおける投資フレームの範囲内

## (2) 県単独事業

第3次行革プランにおける投資フレームの範囲内

## (3) 災害復旧事業 所要額

# 6 東日本大震災被災地支援・8月豪雨等災害関連事業 所要額

## IV 各分野における基本的な留意事項

### 1 行財政全般にわたる改革の推進

事務事業、投資事業、組織・定員、公的施設、試験研究機関、公社等行財政全般にわたって、第3次行革プランを踏まえ、ゼロベースでの評価・点検、見直しを進め、徹底したコスト意識の下、改革を着実に実行すること。

#### (1) 事務事業

事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うなかで、各施策の優先度を見極め、選択と集中を徹底すること。

少子高齢対策や経済雇用対策、地域の活性化、大規模災害への備えなど喫緊の課題に的確に対応するとともに、「安全で元気なふるさと兵庫」を目指した施策を積極的に進めること。

また、県民の多様な参画と協働の取組を推進するとともに、民間活力の活用等により、業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図ること。

なお、地域主権一括法を契機として、平成27年4月以降、国から地方への権限移譲及び県から指定都市への権限移譲を行うこととしており、その影響に留意すること。

#### ① 政策的経費

##### ア 継続事業

時代の変化を的確にとらえ「選択と集中」を徹底し、地方財政措置や他府県の実施水準、国制度の動向等を踏まえ、施策の水準の見直し、受益と負担の適正化、県と市町・民間との役割分担等の観点から見直しを進めること。

## (見直しの視点)

### 1 事業水準の適正化

- ① 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、その必要性が低下している場合は、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制
- ② 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
- ③ 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又は縮減を含めて検討

### 2 給付と負担の適正化

- ① 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- ② 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化

### 3 民間等との役割の明確化

- ① 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組を推進
- ② 先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は補助率、補助単価等の見直し
- ③ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業を推進

### 4 市町との役割の明確化

- ① 市町に対する地方財政措置の充実が図られた事業に対する補助金について、補助対象、補助率等を見直し
- ② 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
- ③ 中核市、特例市などの市町の機能強化に伴い、補助対象市町を見直し
- ④ 広域的な連携や効率的な事業執行を図るため、市町との共同事業を推進

### 5 外部資金の確保

試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

## 6 法令外分担金の見直し

公益法人、一般法人及び任意団体に対する法令外分担金については、原則拠出しない。

やむを得ず拠出する場合でも、団体の業務の見直しや事務処理体制の効率化等の要請を行い、その適正化に努める

## 7 国経済対策基金における選択と集中の徹底

一般施策と同様に事業の必要性、緊急性、事業効果を検証しつつ、設置期限も考慮の上、選択と集中を徹底して有効に活用すること。

なお、基金設置期間が終了した事業は原則廃止すること。

### イ 新規事業

限られた財源を、兵庫の課題に対応した施策に重点化すること。ゼロベースでの評価・点検、見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドや新規財源の確保など、新たな課題への対応のための財源確保を図ること。

あわせて、市町・民間等との共同事業の実施など効率的な執行方法のあり方についても十分な検討を行うこと。

## ② 施設等維持費

### ア 庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検・清掃・警備等の委託契約仕様の見直し、都市公園の管理水準の見直し、電力・ガス契約の競争入札化、太陽光発電の活用など、施設維持費の抑制に向け見直しを進めること。

### イ 庁内情報システム

特定業者に依存しない標準化システムの導入、システムの統合・連携、業務の見直しなど業務・システムの一体的な見直しを進めること。

## ③ 事務的経費等

行財政構造改革本部において取り組んでいる、(ア) ICTの活用による事務執行の簡素化・効率化など仕事の進め方の見直しやコストの縮減、(イ) 事務事業の統合・廃止など仕事量の縮減、(ウ) 事務的経費の節約に加え、省エネルギー対策への取組など、経費節約・事務改善について、

予算に反映させるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達促進のため、県独自の優先発注制度の積極的な活用を図ること。

#### ④ 事務事業数

(ア) 行財政全般にわたるゼロベースからの見直しと「選択と集中」の徹底、(イ) 組織改革、事務事業の見直し、業務執行方法の改善等による定員削減を着実に推進するため、事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を平成 26 年度事業数から、5%以上削減すること。

#### ⑤ 事務事業評価調書

事業費 5 百万円以上の政策的事業については、評価調書に基づき適正に自己評価したうえで、事業実績が目標より著しく低く、その要因が県民ニーズの低下によるものと判断できる場合は、事業の廃止、縮小を行うこと。

### (2) 投資事業

第 3 次行革プランに定める投資規模を基本としながら、改定した「ひょうご社会基盤整備基本計画」のもと、「津波・地震対策」、「風水害・土砂災害対策」、「老朽化対策」、「ミッシングリンクの解消」への対応など、県民生活を支え県土の発展に欠かせない社会基盤について、年次計画に基づき着実に推進すること。

その際、「備える」、「支える」、「つなぐ」の視点のもと、緊急かつ重要な事業への更なる重点化を推進するとともに、事業評価の厳格な運用などにより効率的・効果的な整備を進めること。

また、老朽化対策への重点化に向けた社会資本整備総合交付金のあり方検討など国の政策動向を十分注視しながら、計画的な整備に必要な国庫支出金の財源確保に努めること。

なお、国直轄事業負担金については、事業の緊急性・必要性を精査の上、本県にとって必要な事業が実施されるよう国に求めること。

### (3) 組織・定員

#### ① 組織

県政課題への的確な対応を基本に、社会経済情勢や国の政策動向にも留意しつつ、第 3 次行革プランを踏まえ、効率的な県政運営の推進という改革の視点から、簡素で効率的な組織整備に努めること。

また、各種の本部体制については、直面する課題や危機管理に対応するものに限定するとともに、附属機関等の新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

#### **ア 本庁組織**

県民の多様なニーズや政策課題への総合的かつ機動的な対応、各部における一体的な施策推進、業務執行の効率化の観点から局、課室の統合再編に引き続き取り組むこと。

#### **イ 地方機関**

業務の専門性や機動性の向上を図り、地域課題への的確な対応や効果的・効率的な県民サービスの提供ができるよう引き続き執行体制の見直しを図ること。

また、県民局・県民センター本局組織については、従来の課のグループ化による班制を導入し、課題に応じた柔軟な人事配置や業務間の連携推進に取り組むこと。

#### **ウ 臨時的・時限的な組織**

臨時的、時限的な行政課題に対応する組織を設置する場合は、期間を限って設置する組織（タスクフォース）とすること。また、毎年度、必要性を検証するとともに、期限が到来したタスクフォースについては、原則廃止すること。

#### **エ 公社等**

別記「(6)公社等」に基づき取り組むこと。

### **② 定員**

第3次行革プランに基づき、平成30年度までの間に、一般行政部門の職員数を概ね3割程度削減する目標のもと、平成26年度までの削減実績（約24%）を踏まえ、平成27～30年度で残りの約6%の削減を行うこととしている。また、非正規職員については第3次行革プランに基づき、概ね1割の削減を予定している。

このため、27年度においても、引き続き定員の効率的な配置に努める必要があることから、次の視点を踏まえた定員の見直しを行うこと。

- ア 上記記載の徹底した組織の見直し
  - イ 事務事業の徹底した廃止・縮小・整理及び業務執行方法の抜本的見直し
  - ウ 内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善
  - エ 外郭団体への派遣職員の見直し
  - オ 各種団体、NPO、NGO等との協働及び民間委託の推進
  - カ 市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進
  - キ 本庁から地方機関への権限移譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
  - ク 公的施設の管理運営の効率化、公募による指定管理者の選定の推進
  - ケ 試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化
  - コ 技術職の事務職分野への配置等、弾力的・効率的な人員配置
  - サ 現職職員に替えたOB職員等の活用
- 特に、OB職員については、技術やノウハウの継承と効率的な業務執行体制の確立の観点から、再任用（特に短時間勤務）等による積極的な活用を図ること。

新規の事業について、例外的に、やむを得ず増員が必要とされる場合においても、事務執行方法の工夫等について徹底した検討を行い、その上で必要なもののみに限定すること。その場合でも、原則として、各部署内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

#### (4) 公的施設

##### ① 施設の移譲

第3次行革プランに基づき、市町に移譲する施設について、関係機関との協議・調整を円滑に進めること。

##### ② 指定管理者制度の推進

サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を促進すること。また、民間事業者のノウハウを活用するため、公募による指定管理者の選定を行うなど、効率的で質の高い施設運営を図ること。

### ③ 運営の合理化・効率化

施設の人件費、運営費に加え、整備費を含めたトータルコスト分析や利用状況などを勘案して行う施設の管理運営評価に基づき、業務委託の見直し、経費の削減など運営の合理化・効率化を図ること。

### (5) 試験研究機関

- ① 大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図ること。
- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、組織の機能再編や外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制とすること。
- ③ 外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの充実など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図ること。

### (6) 公社等

第3次行革プランや公社等経営評価委員会の提言等も踏まえながら、公社等のあり方の検証、担うべき行政サービスや事業の見直しなどさらなる改革を進めること。

また、運営の効率化や経営改善を徹底するとともに、運営の透明性の向上を図ること。

#### ① 組織・人員体制の見直し

事務事業の見直し及び事務執行の効率化により組織・人員体制を見直すこと。その際、専門的な知識・技能を有する人材が必要であれば、OB職員の活用を図ること。

- ・ 県派遣職員：平成26～30年度において概ね5%削減。
- ・ プロパー職員：一般行政類似部門従事職員について、県の一般行政部門に準じ、引き続き適正な職員数の管理に取り組むこと。
- ・ すでにこの目標を達成している団体においては、改革期間にとらわれることなく、引き続き見直しに取り組むこと。

#### ② 給与の見直し

役員報酬や職員給与については、県に準じた見直しを行うことを基

本に、引き続き見直しを図ること。特に、収益部門等については、独立採算性を確保する観点からの見直しを検討すること。

### ③ 県の財政支出等の見直し

県から公社等に対して行われる委託事業や補助事業等については、必要性の検証や執行の効率化等により、県の財政支出の一層の削減に努めること。

### ④ 収支改善に向けた取組み

自立的な団体運営に向け、経費の削減、収入確保策の強化など、経営改善を徹底すること。

### ⑤ 資金運用の適正化

各団体の資金運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めること。

## (7) 公営企業

### ① 企業庁

「新・企業庁経営ビジョン」及び「第3次行革プラン」に基づき、改革の取組を着実に推進すること。

#### ア 地域整備事業

平成30年度末分譲進捗率約90%を目指し、土地需要の動向を的確に把握しながら分譲戦略を策定し、地区ごとの付加価値・魅力の向上や効果的なPR活動を通じて、積極的な企業誘致、分譲促進に努めること。

また、事業進度を調整している用地の活用方法の見直し、工事コストの縮減等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

#### イ 水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト縮減等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安心・安全な水の供給を図ること。

## ウ 企業資産運用事業

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用した太陽光発電事業について、安定的な運営を図ること。

## ② 病院局

「病院構造改革推進方策」（平成26～30年度）に基づき、改革の取組を着実に推進すること。

### ア 自立した経営の確保

平成27年度以降も病院事業全体として黒字基調の経営を継続するため、医師・看護師確保に全力を挙げるとともに、より一層の収益の確保、費用の抑制を行うなど、経営改革を推進すること。

### イ 計画的な投資の実施

自立した経営を継続するため、資金収支の状況も踏まえつつ、建替整備を行うとともに、医療機器の充実を図るなど、計画的な投資を行うこと。

### ウ 運営体制・基盤の確立

新病院の整備状況や診療機能の高度化、診療報酬等に応じた職員の適正配置に努めるとともに、病院運営の一層の効率化を図るため、医療サービスの水準の維持・向上に配慮しつつ、定員・給与の見直しを進めるなど、職員給与費の抑制に努めること。

また、自立した経営基盤の下でより良質な医療を継続して提供するため、当面は、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人制度適用等の是非について、引き続き検討すること。

## (8) 長期保有土地対策

先行取得用地を含む長期保有土地について、庁内・公社等での利活用、市町や民間への売却等を積極的に推進するとともに、先行取得債の償還期限が到来する用地は、財政状況を勘案のうえ、有利な県債等を活用し計画的な取得に努めること。

## 2 歳入の確保

### (1) 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

また、県税徴収率のさらなる向上を図るため、コンビニ収納税目の拡充など納税機会が拡大したことを十分に周知するとともに、個人県民税の特別徴収未実施事業者への指導を徹底するなどの徴収強化、インターネット公売、自動車税対策としての搜索やタイヤロック装着等による差押を強化、不正軽油対策の一層の推進など、徴収方法や徴収体制の一層の充実・強化を図ること。

### (2) 地方交付税、地方譲与税

地方財政計画を適切に踏まえるとともに、特に、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえ、的確に見積ること。

### (3) 国庫支出金

事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、国庫支出金の積極的な活用を図るとともに、公共事業など計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。

なお、地方に超過負担が生じている場合や、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないように、国に対し要請を行うこと。

### (4) 県債

原則として、行革フレームに基づく発行額に止めるとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めること。

発行にあたっては、発行年限の多様化、投資家の需要に対応した弾力的な発行、発行コスト抑制のための競争原理の導入など有利な条件での発行に努めること。また、地元金融機関の運用ニーズを踏まえた銀行等引受債の発行を促進すること。

さらに、兵庫県債の市場評価を高めるためのIR活動に努めること。

### (5) 使用料・手数料

県民の利便性の向上と利用の促進、施設の有効活用を図る点から、料金体系の見直しを図るとともに、県民負担の公平性の確保や、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案して、その適正化に努めること。

特定の者に受益が発生しているにも関わらず使用料・手数料が設定されていない場合は、新たな使用料・手数料の設定を検討すること。

#### (6) 財産収入等

未利用の財産及び施設の移転新設や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。

また、ネーミングライツの設定や広告掲載、自動販売機設置の公募、太陽光発電による余剰電力の売電など、施設の維持運営のための財源確保に努めること。

#### (7) その他

滞納が発生している貸付金等については、積極的に徴収対策を実施し、新たな滞納が発生しないよう対策を検討するとともに、平成25～27年度の3年間の債権管理目標を設定した特定債権については、計画的に収入未済額の縮減を推進すること。

### 3 県民局・県民センター予算

県民局・県民センター予算については、21世紀兵庫長期ビジョンにおける地域ビジョンの実現、さらには、ふるさと意識を醸成し、地域を愛する人とともに元気なふるさと兵庫づくりを進めていくため、ふるさとづくり推進費及び予算措置要求事業の活用により対応すること。

#### (1) ふるさとづくり推進費

本格的な人口減少社会が到来する中、ふるさと意識を醸成し、地域を愛する人々とともに元気なふるさと兵庫づくりを進めていくため、県民や市町等との連携のもと、ふるさとづくり推進費を積極的に活用すること。

なお、事業実施に当たっては、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

#### (2) 予算措置要求事業

- ① 全県的な課題に対応するための新たな施策、事業
- ② 全県的な課題に対応するために、当該課題に関連する既存事業を廃止、組み替えて実施すべきと考えられる事業
- ③ 本庁の既存事業のうち、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まると考えられる事業

## 4 その他

### (1) 事務改善の推進

職員提案などを通じて提案された全庁的な事務改善に関する取組みに加え、部局固有の取組みも含めて積極的に推進し、特に効果的な取組については、新行政課で取りまとめのうえ予算要求すること。

### (2) 予算節約インセンティブ制度の推進

予算の使い切り意識を是正し、予算執行段階での工夫改善を進めるため、委託仕様書や契約、事業実施方法の見直しなどの予算執行方法の見直しや数量の見直しなどの多様な節約等による歳出節約額(一般財源ベース)の全額、及びネーミングライツや広告掲載等に伴う歳入確保額の1/2を別途予算措置するので、積極的に当該制度を活用すること。

### (3) 補助金の定額化

補助申請手続の簡素化を図るため、市町・各種団体への県単独補助金の定額化を一層図るとともに、申請・実績報告書類の縮減に取り組むこと。

### (4) 情報システム関係

情報システム関係の構築費・保守料等については、予め情報企画課での経費の精査を経た上で提出すること。

### (5) 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の取組の徹底を図ること。

- ① 計画的な予算施行(予算の確保、執行計画の策定)
- ② 予算流用手続の周知
- ③ 予算節約意識の醸成
- ④ 予算繰越制度の活用
- ⑤ 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

## V 予算編成作業の見直し

行財政構造改革本部のもとで、仕事の進め方の見直しや事務改善、経費節減の取組について、全庁を挙げて推進している。

このため、一般事業枠について予算編成作業の簡素化を図っていることから、事業所管部局の長は主体的に事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むこと。

## VI 提出期限

別途通知する日

<問い合わせ先> 企画県民部 企画財政局 財政課 予算班 TEL 078-362-3082